

# 国保料の計算方法

国保料は月単位であり、月の途中から加入した場合でも日割り計算とはなりません

所得割額	世帯の加入者の所得に応じて計算	医療分 加入者全員の「平成27年中の基礎控除後の総所得金額等」(*) ×9.4%	支援分 (0歳から74歳までの人で後期高齢者医療制度を支援する国保料) 加入者全員の「平成27年中の基礎控除後の総所得金額等」(*) ×3.4%	介護分 (40歳から64歳までの人で介護保険制度を支える国保料) 40歳～64歳の加入者全員の「平成27年中の基礎控除後の総所得金額等」(*) ×2.7%
+	均等割額	加入者の人数 ×23,520円	加入者の人数 ×8,040円	40歳～64歳の加入者の人数 ×7,320円
+	平等割額	一世帯にいくらと計算	21,840円	6,960円
あなたの世帯の国保料		医療分の合計 + 支援分の合計 + 介護分の合計		

※国保料は10円未満の端数処理により増減する場合があります

最高限度額	各限度額を超えて納める必要はありません	54万円	19万円	16万円
-------	---------------------	------	------	------

国保料の内訳は年齢によって異なります

40歳未満の人	国保料＝医療分＋支援分（介護分の負担はありません）
40歳～64歳の人	国保料＝医療分＋支援分＋介護分
65歳～74歳の人	国保料＝医療分＋支援分（65歳以上の介護保険料は国保料とは別に納めます）

\*「平成27年中の基礎控除後の総所得金額等」とは、平成27年1月1日から12月31日までの1年間の総所得金額等から基礎控除33万円を差し引いた金額

**納付書による納付**  
（普通徴収）  
金融機関（四国内のゆうちょ銀行および郵便局を含む）のほかにコンビニエンスストアで納付できます。

**口座振替による納付**  
（普通徴収・要手続き）  
一度手続きすれば、

**国保料の納付方法と納期**

国保料を納める義務は、国保加入者がいる世帯の世帯主にあると法律で定められています。

**国保の所得申告書を提出しましょう**

国保料は加入者全員の前年の所得から計算します。そのため平成28年度国保料を計算する際に、平成27年中の所得が分からない人がいる世帯の世帯主に6月13日、「国民健康保険料所得申告書」を発送しています。届いた人は収入の有無に関わらず提出してください。申告がない場合、正しい国保料の計算ができないだけでなく、限度額適用認定証などの交付ができない場合もあります。（国保料が変わらない場合もあります。）

【提出先】国保・年金課 課課担当（2番窓口）、支所 出張所  
※郵送でも受け付け可

**特別徴収の納期**  
年金支給日と同じ偶数月の年6回です。特別徴収に該当になると納付書払いに変更することができません。口座振替に変更することがあります。口座振替を希望される人は、手続きが必要です。

**年金からの天引き（特別徴収）**  
国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の国保料は、原則として世帯主の年金から天引き（特別徴収）します。

**世帯主が国保加入者ではない**  
介護保険料が天引きされません。

**天引き対象の年金が年額18万円未満**  
介護保険料と国保料の1回あたりに天引きする合計額が、2カ月に1回支給される年金額の2分の1を超える

**納期限までに納付が困難な場合はご相談ください**

やむを得ない事情などにより各期の納期限までに納められない場合は、納付相談を行っていますので、必ず相談してください。

**今後のスケジュール**

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請受け付けは7月初旬頃から予定

国保加入者の保険診療

**新しい国保証は7月末までに郵送（予定）**

現在の国保証は有効期限が7月31日です。新しい国保証は7月末までに各世帯に郵送する予定です。

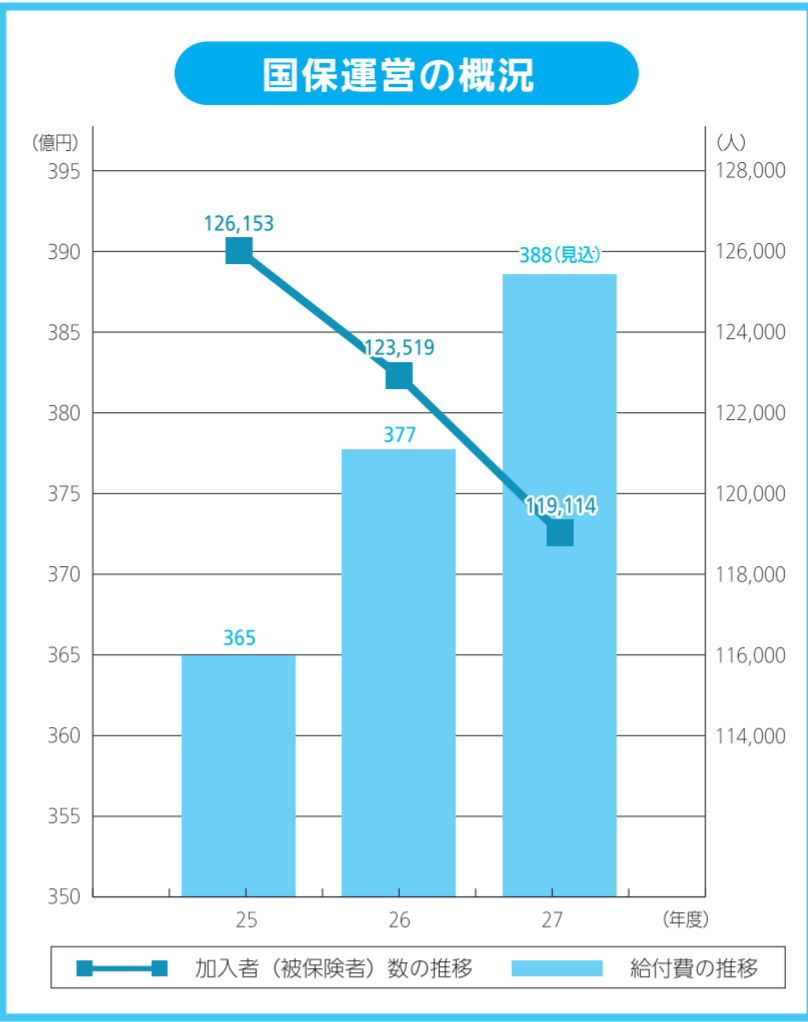
**【お問い合わせ】** 〒790-8571 二番町四丁目7-2 国保・年金課（市役所別館3階）の下記担当へ  
（ファクス、メールは共通 ☎934-2631、✉kokuhonenkin@city.matsuyama.ehime.jp）

- 国保料・所得申告書・特別徴収のこと＝賦課担当（2番窓口） ☎948-6365
- 加入・脱退・証再交付のこと＝資格担当（3番窓口） ☎948-6363
- 高額療養費・限度額適用認定証など給付のこと＝給付担当（5番窓口） ☎948-6361
- 国保料のお支払、納付相談＝収納担当（1番窓口） ☎948-6864
- 口座振替・納付証明・保健事業＝総務・医療制度担当（6番窓口） ☎948-6376

**分の支払いを抑えることができる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請受け付けは7月初旬頃から予定しています。すでに持っている人も更新手続きが必要ですので、ご注意ください。**

国保料の軽減や減免などその他詳しくは納入通知書同封のリーフレット『国保だより平成28年度 国民健康保険料のご案内』または市ホームページでご確認を

松山市 国保 検索



**「加入者減」「給付費増」市国保の厳しい財政状況が続いています**

近年、国保加入者（被保険者）数は、人口の自然減に加え、高齢者医療制度へ移行することなどが要因で、減少傾向が続いています。一方で、国保加入者の医療費のうち、国保が負担する給付費は、制度改正や診療報酬改定、高齢化や生活習慣病の増加などの要因に加え、医療技術の進歩による医療費単価の上昇も大きく影響し、全国的に激しく増加しています。このように加入者数の減少に伴って国保料収入額は減少傾向が続く中で、給付費は増加傾向にあるため、以前と比べると、少ない加入者で多くの給付費を負担する状況になっています。

市では、国保運営安定化の取り組みを今後一層進めていきますが、それでも現在の国保料収入額では、増え続ける給付費に対応できなくなるのが予想されます。市ではこの状況を重く受け止めて、国保財政の安定化を図るため、平成29年度に向け、国保料率の引上げを今後検討してまいります。（平成28年度は据え置き）

- **国保料率の引上げ**  
国保料率の引上げは、加入者数の推移や傾向、診療報酬の改定などの情報を把握・推計することによって、毎年国保料率などを見直してまいります。
- **国保料の見直し**  
加入者数・給付費の推移や傾向、診療報酬の改定などの情報を把握・推計することによって、毎年国保料率などを見直してまいります。
- **国保料の軽減**  
国保料率（所得割額の料率、均等割額、平等割額）は据え置き（平成27年度と同じ）ですが、平成28年度から右表のように国保料が改正されます。

**国保運営安定化に向けた取り組み**  
皆さんも協力ください

- **国保喪失手続きの動奨通知（資格・賦課の適正化）**  
職場の健康保険などに加入している可能性がある人に対して、定期的な喪失届出の動奨通知を送ります。
- **給付費の適正化**  
特定健康診査の受診率の向上を目指します。
- **診療報酬明細書の縦覧点検（重複・頻回受診の適正化など）**を行います。
- **医療費通知を送付（2カ月1度）**します。
- **健康講座を開催（今秋開催予定）**します。
- **ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及啓発**を行います。
- **糖尿病重症化予防**などに取り組みます。
- **国保料収納率の向上**  
口座振替の推進や納付機会の拡大（コンビニ納付、徴収嘱託員による各戸訪問）に努めます。

# 国保料率(所得割額の料率・均等割額・平等割額)は据え置きです

**平成28年度の国保料納入通知書を発送しました**

納入通知書を世帯主（国保加入者でない場合も含む）に6月13日発送しています。納入通知書には、平成28年度に納める国保料の内訳や納期など大切な情報を記載しているため、必ずご確認ください。

**平成28年度の国保料の改正点(国の法改正)**

均等割額と平等割額の法定軽減を判定するための所得範囲が拡大

軽減割合	平成27年度 軽減判定所得	平成28年度 軽減判定所得
6割軽減	33万円 + (26万円×加入者の人数 <sup>※</sup> ) 以下	33万円 + (26万5千円×加入者の人数 <sup>※</sup> ) 以下
2割軽減	33万円 + (47万円×加入者の人数 <sup>※</sup> ) 以下	33万円 + (48万円×加入者の人数 <sup>※</sup> ) 以下

※「加入者の人数」には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度に移行した人も含めます

- 国保料の決まり方**
- 市の国保料は、5面上図に示す計算により世帯単位で決まります。年度途中に加入・脱退した場合は月単位での計算になります。
  - 所得割額の計算対象となる次の所得（遺族年金や障害年金、雇用保険の失業給付などの非課税所得、退職所得は除く）などが変われば国保料も変わります。
  - 給与所得（事業専従者給与などを含む）
  - 雑所得（公的年金所得、個人年金の受け取りなど）
  - 事業所得（営業・農業など）
  - 不動産所得
  - 利子所得
  - 山林所得
  - 配当所得
  - 総合課税の短期譲渡所得、長期譲渡所得
  - 一時所得（保険の満期返戻金など）
  - 分離課税の短期譲渡所得、長期譲渡所得
  - 分離課税の株式などに係る譲渡所得
  - 分離課税の先物取引に係る雑所得

**医療分と支援分の最高限度額が引き上げ**

最高限度額	平成27年度	平成28年度
医療分	52万円	54万円
支援分	17万円	19万円
介護分	16万円	16万円
合計	85万円	89万円